

## 平成30年4月1日改正の経営事項審査に係る再審査を希望される方へ (愛知県知事許可業者向け)

平成30年4月1日より、経営事項審査の審査基準が改正されました。(改正後の新基準については、別紙「平成30年4月1日からの改正点」をご覧ください。)

改正前の基準に基づく審査の結果の通知を受けている方は、平成30年4月2日から平成30年7月30日までに限り、本改正に係る事項についての再審査を申し立てることができます。

再審査に係る審査手数料は無料です。また、再審査の申立は任意です。

本件に関するお問い合わせ先 建設業不動産課 建設業第二グループ 電話 052-954-6503 (ダイヤルイン)
--

### 1 再審査によって評点が加算される方

平成30年3月までに、経営規模等評価・総合評定値請求の申請を行い、結果の通知を受けた方のうち、下記①②のいずれかに該当する方。

- ① 前回の申請において、その他の審査項目(社会性等)のうち、
  - ・ 項番49「防災協定の締結の有無」について「1. 有」としていた方
  - ・ 項番56「建設機械の所有及びリース台数」について「1~14」台としていた方
- ② 審査基準日の時点において、事業用の大型ダンプ車(申立日時点で、自動車検査証の備考欄に“◆◆営〇〇〇〇(建)”の表示番号が記載されているもの)を保有している方。

※ 再審査の結果を通知するのは、再審査申請を行った月の翌々月末です。このため、次に該当する方は、上記①②に該当しても再審査の申請を行うことはできません。

- ・ 再審査申請を行った月の翌月に、新しい審査基準日で経営規模等評価申請・総合評定値請求を行う予定の方。
- ・ 再審査の結果通知書の発送予定日(次頁参照)時点で、当該結果通知書の有効期限(審査基準日から1年7か月)を迎えている方。

### 2 再審査の申立方法

管轄の建設事務所(名古屋市内に主たる営業所を置く方は建設業不動産課)の建設業許可の窓口にて、再審査の申立を行います。

ただし、名古屋市外に主たる営業所を置く方であっても、申請の際に書類補正等の理由により建設業不動産課に来庁して申請を行った方(結果通知書右上の文書番号が「29建不第4-●●●●号」となっている方)は、再審査の申立も建設業不動産課にて行います。

## 【持参書類】

- 1、経営規模等評価再審査申立書 正・副2部  
詳しい作成方法は、「4 申立書類一覧および記載例」をご覧ください。
- 2、再審査を行う審査対象事業年度の、  
経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本
- 3、2の申請の結果通知書

再審査の受付窓口では、経営規模等評価再審査申立書の添付書類が揃っていることを確認します。その場で正本を提出し、副本が返却されます。

再審査の結果は、下記の時期に通知されます。

また、事業用の大型ダンプ車を建設機械として新たに追加する方のみ、確認書類の審査を、通常の経営事項審査の日に行いますので、この時に審査の予約を行います。

再審査申立時期	大型ダンプ車審査 (該当者のみ)	結果通知の 発送予定日	
4月中	5月経審時	6月末頃	※審査基準日が平成28年12月以降の方が申立可。
5月中	6月経審時	7月末頃	※ " 平成29年 1月 "
6月中	7月経審時	8月末頃	※ " 平成29年 2月 "
7月中(30日まで)	8月経審時	9月中旬	※ " 平成29年 3月 "

### 3 事業用の大型ダンプ車に係る確認書類の審査について（該当者のみ）

翌月の通常の経営事項審査の日に行う事業用の大型ダンプ車に係る確認書類の審査の際には、下記の書類を持参してください。

- 1、経営規模等評価再審査申立書 副本  
※ 建設機械の保有状況一覧表（様式9）が作成されていない場合は、今回新たに作成し、申請書に添付します。申請時に作成している場合は、申請時の記載内容に、今回追加する事業用の大型ダンプ車を追記する形で作成します。
- 2、再審査を行う審査対象事業年度の、  
経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本
- 3、新たに申請を行う事業用の大型ダンプ車に係る確認資料
  - 自ら所有している場合 …自動車検査証の写し（所有者および使用者が申請者の名義となっているもの）
  - 割賦販売契約により購入し、所有権留保されている場合  
…売買契約書または譲渡契約書の写し および 自動車検査証の写し  
※売買契約書または譲渡契約書がない場合は、購入した事実の分かる書類（「経営事項審査申請等の手引」P43参照）を提示。
  - リース契約を締結している場合  
…リース契約書の写し（審査基準日から将来にわたって1年7ヶ月以上の使用期間の記載のあるもの） および 自動車検査証の写し

#### 4 申立書類一覧および記載例

##### 申立書類一覧

正本、副本各1部ずつの計2部を下記のNo.順に綴じて提出してください。

経営規模等評価再審査申立書は、制度の改正点以外は、前回申請時と同じ内容にする必要がありますが、経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書（様式第二十五号の十一）の項番02、06～15については、申立時の内容で作成し、項番05については、「4」（総合評定値の請求を行わない場合は「5」）を記入してください。

No.	書類名	摘要
1	経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書 (様式第二十五号の十一)	本紙P4～5記載例参照
2	工事種別完成工事高 工事種別元請完成工事高 (別紙一)	前回申請時と同じ内容で作成し、添付します。 ※省略はできません。 ※内容の変更はできません
<del>3</del>	<del>工事種別完成工事高付表</del>	再審査申立にあたっては不要です。
<del>4</del>	<del>工事経歴書 (様式第二号)</del>	
<del>5</del>	<del>審査等手数料証紙貼付書</del>	
6	その他の審査項目（社会性等） (別紙三)	本紙P6記載例参照
7	技術職員名簿 (別紙二)	前回申請時と同じ内容で作成し、添付します。 ※省略はできません。 ※内容の変更はできません
<del>8</del>	<del>経営状況分析結果通知書 (様式第二十五号の十一)</del>	再審査申立にあたっては不要です。
9	建設機械の保有状況一覧表 (様式9)	本紙P7記載例参照 ・ <u>評価対象となる建設機械がある場合のみ添付</u> すること。
10	外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書	再審査申立にあたっては不要です。
11	経営規模等評価申請等提出票	

##### 記載例

次ページ以降を参考に作成してください。

受付番号

(用紙A4)  
20001

経営規模等評価申請書  
経営規模等評価再審査申立書  
総合評定値請求書

平成 30 年 6 月 13 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

再審査申立の場合はここを抹消する。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

法人は法務局に登録してある所在地を記載。  
個人事業主の場合は住民票の住所を記載。

ゴム印可

太枠内は記入しない。

地方整備局長  
愛知県 知事 殿

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知建設工業株式会社  
申請者 代表取締役 愛知 太郎

印

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01 平成 00 年 00 月 00 日	平成 00 年 00 月 00 日	00-000000	000000

項番02は、再審査申立日現在の許可番号および許可年月日を記入する。(前回申請時点ではありません。)

申請時の許可番号	02	大臣 知事	コード 23	国土交通大臣 愛知県 知事 許可 (一般 25) 特 ( )	第 0000758 号	許可年月日	11 平成 25 年 07 月 29 日
----------	----	-------	--------	--------------------------------	-------------	-------	----------------------

前回の申請時の許可番号	03	大臣 知事	コード 00	国土交通大臣 知事 許可 (一般 ) 特 ( )	第 000000 号	許可年月日	11 平成 00 年 00 月 00 日
-------------	----	-------	--------	--------------------------	------------	-------	----------------------

審査基準日	04	平成 29 年 07 月 31 日
-------	----	-------------------

前回申請時と同じ審査基準日を記入する。

申請等の区分	05	4
--------	----	---

再審査の申立及び総合評定値の請求を行う際は「4」を記入する。(前回申請時とは異なります。)

処理の区分	06	00
-------	----	----

前回申請時と同じコードを記入する。

法人又は個人の別	07	1 (1.法人) 2 (2.個人)	資本金額又は出資総額	0200000 (千円)	法人番号	1000020230006
----------	----	-------------------	------------	--------------	------	---------------

商号又は名称のフリガナ	08	アイチケンセツコウギョウ
-------------	----	--------------

項番「07」について、個人事業主の場合は「法人又は個人の別」のみ記入する。

！ 項番07~14(資本金額、商号、代表者、所在地等)については、再審査申立日現在の状況を記入すること。(前回申請時点ではありません。)

- ・商号や代表者氏名等の漢字は、建設業許可申請書、変更届出書と統一する。
- ・フリガナは、濁音、半濁音を含み1カラムで記入。
- ・(-)(.)についてはフリガナは不要。空欄とする。
- ・法人の種類(例、(株))についてフリガナは不要。
- ・氏名は姓と名の間を1カラム空ける(フリガナも同様)。

※原則として、申立書類の受付後は、申請者側の理由による訂正は出来ません。誤った申立内容に基づく経営事項審査の結果が通知されますので、申請前に再度内容をご確認ください。

商号又は名称	09	愛知建設工業(株)
--------	----	-----------

代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	アイチタロウ
-----------------	----	--------

代表者又は個人の氏名	11	愛知 太郎
------------	----	-------

主たる営業所の所在地市区町村コード	12	23106
-------------------	----	-------

主たる営業所の所在地	13	三の丸3-1-2
------------	----	----------

市区町村に続く町名街区以下を記入。「丁目」「番」「号」等は“-”(ハイフン)で記入する。

局番との間は“-”で継ぎ左詰めで記入する。

郵便番号	14	460-8501	電話番号	052-961-2111
------	----	----------	------	--------------

項番15は、再審査申立日現在で許可を受けている業種を記入する。(前回申請時点ではありません。)

許可を受けている建設業	15	1111121111
-------------	----	------------

経営規模等評価対象建設業	16	9999999999
--------------	----	------------

項番16は、前回申請時と同じ業種を記入する。

再審査申立の場合、項番17~20については、前回申請時と同じ内容を記載します。  
※内容を変更することはできません。

項番 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

自己資本額 (千円) 1 7 3 0 4 4 7 2 1 (千円) 2 (1. 基準決算) (2. 2期平均)

基準決算 3 5 5 6 1 (千円)

直前の審査基準日 5 3 8 8 2 (千円)

利益額 (2期平均) (千円) 1 8 3 5 Δ 2 4 1 0 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度
営業利益	Δ 1 6 0 5 6 (千円)	営業利益 6 4 6 4 (千円)
減価償却実施額	0 (千円)	減価償却実施額 4 7 7 2 (千円)

技術職員数 1 9 3 5 7 (人)

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 0 5 0 0 0 0 0 0 0 経営状況分析を受けた機関の名称 ○○○○○○○○○○○○○○○

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。  
技術職員名簿については別紙二による。  
その他の審査項目 (社会性等) については別紙三による。

今回の再審査申立においては、空欄で構いません。

経営相続等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

申請の内容に対する質問等に対応できる者を記入する。  
書類作成の代行者については、項番16の右下にその旨を表示してください。

連絡先  
所属等 営業第一課 氏名 愛知 一郎 電話番号 052-954-6503

ファックス番号 052-972-6517

その他の審査項目（社会性等）

<b>労働福祉の状況</b>		項番 4 1 1 [1.有、2.無、3.適用除外] 4 2 1 [1.有、2.無、3.適用除外] 4 3 1 [1.有、2.無、3.適用除外] 4 4 1 [1.有、2.無] 4 5 2 [1.有、2.無] 4 6 1 [1.有、2.無]	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> <p><b>再審査申立の場合、</b>  <b>項番41～55および57～60については、</b>  <b>前回申請時と同じ内容を記載します。</b>  <b>※内容を変更することはできません。</b></p> </div>									
<b>建設業の営業継続の状況</b>		営業年数 4 7 3 5 (年) 民事再生法又は会社更生法の適用の有無 4 8 2 [1.有、2.無]										
		<table border="1"> <tr> <th>初めて許可（登録）を受けた年月日</th> <th>休業等期間</th> <th>備考（組織変更等）</th> </tr> <tr> <td>昭和 55年 6月 10日 平成</td> <td>1年 5か月</td> <td></td> </tr> </table>		初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）	昭和 55年 6月 10日 平成	1年 5か月				
初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）										
昭和 55年 6月 10日 平成	1年 5か月											
		<table border="1"> <tr> <th>再生手続又は更生手続開始決定日</th> <th>再生計画又は更生計画認可日</th> <th>再生手続又は更生手続終結決定日</th> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日			
再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日										
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日										
<b>防災活動への貢献の状況</b>		防災協定の締結の有無 4 9 1 [1.有、2.無]										
<b>法令遵守の状況</b>		営業停止処分の有無 5 0 2 [1.有、2.無] 指示処分の有無 5 1 1 [1.有、2.無]										
<b>建設業の経理の状況</b>		監査の受審状況 5 2 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無] 公認会計士等の数 5 3 1 (人) 二級登録経理試験合格者の数 5 4 2 (人)										
<b>研究開発の状況</b>		研究開発費（2期平均） 5 5 3 5 10										
<b>建設機械の保有状況</b>		建設機械の所有及びリース台数 5 6 3 4 (台)										
<b>国際標準化機構が定めた規格による登録の状況</b>		ISO9001の登録の有無 5 7 1 [1.有、2.無] ISO14001の登録の有無 5 8 2 [1.有、2.無]										
<b>若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況</b>		<table border="1"> <tr> <th>技術職員数(A)</th> <th>若年技術職員数(B)</th> <th>若年技術職員の割合(B/A)</th> </tr> <tr> <td>7 (人)</td> <td>3 (人)</td> <td>42 (%)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>新規若年技術職員数(C)</th> <th>新規若年技術職員の割合(C/A)</th> </tr> <tr> <td>1 (人)</td> <td>14 (%)</td> </tr> </table>	技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)	7 (人)	3 (人)	42 (%)	新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)	1 (人)	14 (%)
技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)										
7 (人)	3 (人)	42 (%)										
新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)											
1 (人)	14 (%)											

・事業用大型ダンプ車を新たに追加する場合は、申請時の台数に、追加する事業用大型ダンプ車の台数を加えた数を記載。  
 ・事業用大型ダンプ車の追加がない場合は、申請時の台数をそのまま記載。  
 （事業用大型ダンプ車以外の建設機械の追加はできません。）

様式9

### 建設機械の保有状況一覧表 (記入例)

申請時に作成している場合は、  
同じ内容を改めて記載します。

愛知建設工業株式会社  
代表取締役 愛知 太郎

審査基準日:平成29年 7月 31日

申請者

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(大型ダンプ車)	種別又は規格	所有・リース の別	取得年月日		検査実施等年月日
							リース開始日	リース期間満了日	
1	ショベル系掘削機・バックホウ・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	△製作所	ZZ-99EFG	0123456	バックホウ	自社所有 リース	平成25年 10月 1日	平成30年 9月 30日	平成28年 9月10日
2	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	□□建機	YY-0000	9876543	16トン	自社所有 リース	平成19年 11月 23日		平成27年11月22日
3	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	○×自動車	XXX-AABB	☆☆ 建 1234	最大積載量9,000kg	自社所有 リース	平成22年 1月 21日		平成29年 1月16日
4	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	◇◇自動車	XXX-CCDD	☆☆ 営 5678(建)	最大積載量9,000kg	自社所有 リース	平成22年 1月 21日		平成29年 5月21日

#### 【記載要領】

※項番「56」で記入した評価対象建設機械のうち15台分までについて記載すること。

※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

「大型ダンプ車」にあつては、最大積載量又は車両総重量。(例:最大積載量9,000kg)

※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲むこと。

※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」を、「リース」を選択した場合は「リース開始日」及び「リース期間満了日」を記載すること。

※「検査実施等年月日」については、新車の場合は空欄とし、定期検査を実施している場合は「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

「大型ダンプ車」にあつては、自動車検査証に記載された有効期間の満了する日の翌日の1年前の日。(左記の日付が審査基準日より後である場合は、自動車検査証に記載された有効期間の満了する日の翌日の2年前の日。)

事業用の大型ダンプを新たに申請する場合は、  
申請時の記載内容に書き加える形で作成します。

(別紙)

## 平成30年4月1日からの改正点

### ①社会性等（W点）の点数の算出方法の見直し

「社会性等（W）の合計が0に満たない場合は0とみなす」とされていた規定を廃止。

(!) 項番41・42・43について「2. 無」、項番48・50・51について「1. 有」としていた項目がある場合、W点やP点がマイナスになることがあります。

### ②防災活動への貢献の状況（W3点）による評価点数の見直し

項番49「防災協定の締結の有無」について、評価点数を見直す。

(旧)	1. 有	2. 無	(新)	1. 有	2. 無
	15点	0点		20点	0点

### ③建設機械の保有状況（W7点）による評価点数の見直し。

項番56「建設機械の所有及びリース状況」について、評価点数を見直す。

(旧)

台数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

(新)

台数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	0	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15

### ④評価対象となる建設機械の追加

項番56「建設機械の所有及びリース状況」における建設機械のうち、大型ダンプ車（車両総重量8t以上または最大積載量5t以上のもの）について、評価対象を拡大。

(旧) 自家用（白ナンバー）で、自動車検査証の備考欄に“◆◆建〇〇〇〇”の表示番号が記載されているもの。

(新) 自家用（白ナンバー）の場合は、自動車検査証の備考欄に“◆◆建〇〇〇〇”の表示番号が記載されているもの。事業用（緑ナンバー）の場合は、自動車検査証の備考欄に“◆◆営〇〇〇〇（建）”※の表示番号が記載されているもの。

※車両の荷台に表示される表示番号は“◆◆営〇〇〇〇”となり、（建）は含まれません。

なお、事業用大型ダンプ車で、自動車検査証備考欄の表示番号を“◆◆営〇〇〇〇（建）”としたい場合は、運輸支局等における申請または届出が必要です。  
手続きの方法につきましては、管轄の運輸支局等にお尋ねください。  
(再審査申立時点で“◆◆営〇〇〇〇（建）”となっていれば加点されます。)